|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | |  |  | | --- | --- | | 37. | クローン人間の作製について、倫理面での問題をどう考えればよいか | | |
|  |
|  |
| |  | | --- | | クローン人間の作製の倫理的な問題について | | クローン人間は、遺伝情報の提供者とほとんど同一の遺伝的性質を持つため、クロ－ン技術により生み出される人の容姿等の表現形質をある程度予測することができる。さらに、特定の表現形質を持つ人を意図的に生み出すことも可能となる。以上の点から、クローン技術の人への適用に関して、次のような倫理的な問題が指摘されている。   1. 特定の表現形質を持つ人を意図的に作り出すことは、人間の育種（特定の優れた形質の人を生み出す品種改良）につながる。 2. 特定の目標達成のために特定の表現形質を持つ人を作り出すことは、生まれてくる人を手段、道具と見なすことにつながる。 3. 人の生命の誕生に関する一般的な認識（両性の関与、偶然性の介在等）から逸脱する。 4. クローン技術により生み出された人と、男女の関与によって生み出された人との間に差別が生じる可能性がある。 5. 生まれてくる人が安全に成長することが保証できない。 |  |  | | --- | | 結論 | | クロ－ン人間の作製については、同一の遺伝子を持った人間であっても、同一の人格が育つわけではないが、人間の尊厳に関わるものであり、人格権の侵害につながる可能性も有している。したがって、倫理・哲学・宗教・文化・法律等の人文社会的側面からクローン人間の作製は禁止すべきものと判断する。これまでのところ、クローン人間が生まれた例はないが、現在、クローン人間の作成については、各国で禁止されており、日本においても、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案」において、規制することが決定している（→[Q47](https://www.jba.or.jp/top/bioschool/seminar/q-and-a/motto_47.html))。 | |
|  |
| |  | | --- | | 1) クローン技術研究会、「クローン技術」（日本経済新聞社）  2) マイケル・ライスら、「生物改造時代がくる」（共立出版）  3) 科学技術庁、「クローンって何？」 | |

|  |
| --- |
| 更新日： 2006年10月25日 |
|  |
| Copyright(C) 2000-2003 Japan Bioindustry Association. All Rights Reserved. |

<https://www.jba.or.jp/top/bioschool/seminar/q-and-a/motto_37.html>